

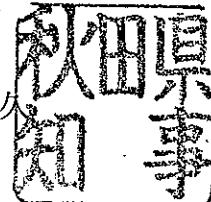
写

環創一 858

平成21年10月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久 様  
(港湾空港課扱い)

秋田県知事 佐 竹 敬 久



能代市公有水面における産業廃棄物最終処分場建設事業に係る  
環境影響評価方法書に対する意見について（通知）

このことについて、秋田県環境影響評価条例第10条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は次のとおりです。

なお、環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて選定された項目及び手法の見直しを行うなど適切に対応してください。

- 1 新処分場は既存処分場に隣接して設置されることから、既存処分場において周縁(陸域)地下水の水質についてモニタリングが行われていることなどを踏まえ、必要に応じて新たな観測井戸を設置するなどして、新処分場建設地の周縁(陸域)地下水の状況を把握するための調査を実施すること。
- 2 動植物及び生態系の調査に当たっては、できる限り地元有識者から情報を収集しながら実施するよう努めること。

【担当】

生活環境文化部環境あきた創造課  
環境審査班 川村、川原  
電話 018-860-1601